

○大阪公立大学アドミッションセンター規程

令和4年3月31日

規程第37号

最近改正 令和7年3月7日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪組織規程（以下「組織規程」という。）第8条第4項の規定に基づき、国際基幹教育機構に設置するアドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、入学者選抜に関する研究、調査、企画等の業務を行うとともに、大阪公立大学（以下「本学」という。）に置く各学部・学域及び大学院で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達するため、本学に置く。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 入学者選抜に関する研究、調査、企画、提案及び提言に関すること。
- (2) 入学者選抜に係る点検、評価及び改善に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る広報の調査、企画等に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る全学的視点からの推進・支援に関すること。
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任の教員
- (4) 兼任教員
- (5) その他必要な職員

(センター長等)

第5条 センター長は、組織規程第8条第5項の規定に基づきこれを定める。

2 副センター長は、前条第1項第3号及び第4号に掲げる職員のうち、センター長が指名する者をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を統括する。

4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 副センター長は、センター長を補佐する。

6 副センター長は、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

7 前条第1項第4号に掲げる職員は、本学の専任教員の中から理事長が任命する。

(委員会)

第6条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センターにアドミッションセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、本部事務機構学務部入試課において行う。

(施行の細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月21日規程第7号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月7日規程第20号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。